

(3) 成績評定考査基準（土木等）

1. 通 則

評定は、正確な資料及び監督職員の業務又は検査職員により確認した事実に基づき、業務の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2. 適用対象業務

- 地質調査業務
- 単純調査等業務（別掲）
- 測量業務
- 調査業務及び計画業務
- 設計業務

3. 適用対象外の業務

- 現場技術業務
- 機械等点検保守業務
- 清掃等の維持管理的な作業業務
- その他評定の対象となる成果品がない業務
- 公益法人と随意契約した業務

4. 評価項目

評定は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

評 価 項 目	
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮（注）
	コスト把握能力（注）
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	
事故等による減点	

注)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

5. 評定方法

- ① 評定については、採点表（別紙2）の各評価項目について、「評価の視点」の各項目に従って評価を行い、業務委託成績評定表（土木等）（別紙1）を作成するものとする。

- ② 業務委託の総合評定点は、次により算出するものとする。
- (1) 検査が業務完了検査のみの場合
 総合評定点 = (監督職員の評定点) × 0.6 + (検査職員の評定点) × 0.4
 + (事故等による減点)
- (2) 検査が業務完了検査のほか部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合
 総合評定点 = (監督職員の評定点) × 0.6 + (検査職員（部分検査等）の評定点) × 0.2
 + (検査職員（完了検査）の評定点) × 0.2 + (事故等による減点)
- この場合、各評価項目ごとの評定点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入するものとする。
- ③ 前項第2号の総合評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査職員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。
 この場合、平均値の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

6. 考査基準

- (1) 「評価の視点」ごとに複数の評価細目を設け、チェック数により得点率が定まる5段階評価の仕組みにより評定を行う。

表一1 チェック数と得点率

加減点評価項目 (チェック項目数=4)		加点評価項目 (チェック項目数=2)	
チェック数	得点率	チェック数	得点率
0	0.2	—	—
1	0.4	—	—
2	0.6	0	0.6
3	0.8	1	0.8
4	1.0	2	1.0

※ 加減点評価項目においては、4つの評価細目のうち、2つを「通常に業務を実施すれば、比較的容易にチェックされる項目」、残り2つを「チェックされる為には、相応の努力が、必要な項目」とする。すなわち、通常に業務を実施すれば60点は確保できる。

- (2) 評価の視点の重み付け

評価項目ごとに合計100点となるよう、各「評価の視点」に配点し、「評価の項目」に占める「評価の視点」の重みを考慮できるようにする。

表一2 「評価の視点」の重み付け (ex. 「提案力、改善力」)

評価項目	評価の視点	配点
提案力、改善力	業務特性等の考慮	20点
	業務遂行段階における提案	40点
	新たな検討課題の提案	20点
	業務内容等改善の提案	20点
小計		100点

(3) 評価項目と評定者の関係

評価項目と評定者の関係は表一3の通りとし、それぞれの採点表により評定する。

表一3 評価項目と評定者の関係

評価項目		補助監督職員	監督職員(総括)	検査職員	
プロセス評価	専門技術力	提案力・改善力	○	—	—
		業務遂行技術力	○	○	○
		施工時への配慮(設計業務のみ)	○	—	—
		コスト把握能力	○	—	—
	管理技術力	工程管理能力	○	—	—
		品質管理能力	○	—	—
		迅速性、弾力性、調整能力	○	—	—
	コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	○	—	○
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	○	—	
結果評価	成果品の品質	○	—	○	

7. 監督職員の考査基準

① 監督職員のうち、補助監督職員の考査基準

評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、採点表の各評価項目について、「評価の視点」の加減

点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

② 監督職員のうち、監督職員（総括）の考査基準

- (1) 監督職員の総括として、直接関与した業務に限定することなく、全ての評定に関与するものとする。
- (2) 評価項目としては「業務遂行技術力」「責任感・積極性・倫理観」に限定して評価するものとする。
- (3) 評価方法は、評価細目をチェックすることで評定可能とする。但し、チェック項目はあくまでも評定の目安であり、該当数に依らず総合的に評定するものとする。
- (4) チェック項目には「その他」を設け、理由を付した上で評価可能とする。
- (5) 評定点は「20点・40点・60点（基準点）・80点・100点」とし、基準点に対して、加点・減点の双方が可能とする。

8. 検査職員の考査基準

評価に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、検査職員の採点表の各評価項目について、「評価の視点」の加減点要素により、それぞれの範囲で評価するものとする。

9. 「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、これらの業務の中には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これらを「単純調査等業務」と定義し、「測量業務、地質調査、単純調査等業務」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「単純調査等業務」の主な対象業務については、以下に示すものとする。

「単純調査等業務」

- | | |
|--------------------|---|
| ・各部門共通 | 単純なデータ収集整理業務
単純なデータ処理業務
書類編集的な業務
文献収集業務 |
| ・施工計画及び施工設備
・情報 | 施工関連資料の収集整理
定期的なデータメンテナンス
資料収集的な業務
単純なデータ作成のみの業務 |
| ・防災
・環境 | 資料収集的な業務
大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染、振動等調査・分析方法が
J I S等で規定されている測定業務 |

10. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

表一4 評定の重み付け

業務の種類 評価項目		測量業務、地質調査 単純調査等業務	調査業務、計画業務	設計業務
		項目別軽重率	項目別軽重率	項目別軽重率
専門技術力	提案力、改善力	2 (10%)	2 (10%)	2 (8%)
	業務執行技術力	4 (19%)	4 (19%)	4 (17%)
	施工時への配慮	—	—	1 (4%)
	コスト把握能力	—	—	1 (4%)
管理技術力	工程管理能力	2 (10%)	2 (10%)	2 (8%)
	品質管理能力	2 (10%)	2 (10%)	2 (8%)
	迅速性、弾力性 調整能力	1 (5%)	1 (5%)	1 (4%)
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力	1 (5%)	1 (5%)	1 (4%)
取組姿勢	責任感、積極性 倫理観	2 (10%)	2 (10%)	2 (8%)
成果品の品質		7 (33%)	7 (33%)	8 (33%)
合計		21 (100%)	21 (100%)	24 (100%)